

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成23年4月)

東大阪市監査委員

東大阪監第 356 号

平成 23 年 4 月 22 日

伊 藤 昌 林 様

東大阪市監査委員	岩 崎 久 市
同	中 西 昇
同	河 野 啓 一
同	笹 谷 勇 介

住民監査請求にかかる監査結果について（通知）

平成 23 年 2 月 23 日付で受理しました住民監査請求（受付第 122 号）にかかる監査結果について地方自治法第 242 条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

伊藤 昌林

2 請求書の提出

平成 23 年 2 月 23 日

3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨（原文）は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

東大阪市教育委員会が平成 22 年度に空気清浄機整備事業で購入および設置した空気清浄機は一部が予算の対象外の施設に設置されたので不正支出で違法または不当である。よって東大阪市教育委員会に対し、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(2) 請求の理由

予算の対象外の施設とは長瀬青少年センターと荒本青少年センターである。

空気清浄機のメーカーはシャープ、型番は K C - Y 80 で購入した 106 台すべてこの機種である。購入費は 106 台で 4,876,000 円、1 台あたり 46,000 円である。

さて、東大阪市のホームページの平成 22 年度の予算の状況・主な事業の概要(<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/040/040030/yosan/22/22hp%20omonajigyoku.pdf>) 6 ページ目には「空気清浄機整備経費<新規>1,090 万円、留守家庭児童育成クラブ室に設置 82 台」と記載されている。予算案では留守家庭児童育成クラブ室に設置とあるのに、留守家庭児童育成クラブ室がない長瀬青少年センター（2 台）と荒本青少年センター（7 台）に設置するのは他の施設と比べて不公平である。この事業にかかった費用は全額大阪府からの基金だが、たとえ大阪府からの基金でも約束どおり使われなければ不正支出で違法または不当である。

(3) 求める措置

請求人は下記の措置を求める。

監査委員は東大阪市教育委員会に対し、荒本青少年センターと長瀬青少

年センターに設置された空気清浄機(計9台)の金額を返還させるように求める。

4 事実証明書

- (1) 「H22 空気清浄機整備事業にかかる設置台数一覧表」の写し一通
- (2) 東大阪市のホームページの平成 22 年度の予算の状況・主な事業の概要
(<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/040/040030/yosan/22/22hp%20omonajigyoku.pdf>) の抜粋

第 2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 2 月 28 日付でこれを受理した。

第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

- (1) 平成 22 年度の空気清浄機整備事業で購入および設置した空気清浄機は一部が予算の対象外である長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置されたので不正支出で違法または不当であるとの主張について
- (2) 平成 22 年度の空気清浄機整備事業で長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置した空気清浄機の購入は大阪府の基金を財源としているが、基金の申請目的に合致しているか否かについて

2 監査対象部局

財務部(財政課)及び教育委員会社会教育部(青少年スポーツ室)

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、本件請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述しない旨の届け出があったので陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

4 関係人に対する事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 9 日に監査対象部局であるところの財務部及び教育委員会社会教育部から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実確認

措置請求に基づき、関係人に対する事情聴取及び本件に関する調査から次のことを確認した。

(1) 平成22年度の空気清浄機整備事業で購入および設置した空気清浄機は一部が予算の対象外である長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置されたので不正支出で違法または不当であるとの主張について

請求人が事実証明書として提出している「東大阪市のホームページの平成22年度の予算の状況・主な事業の概要」は、財政課が市のホームページで「平成22年度の予算の状況」として「主な事業の概要」を掲示しているものの6ページ目を印刷したものであることを確認した。

財政課の資料によると、空気清浄機整備経費の予算内訳としては、小型空気清浄機67台及び大型空気清浄機15台で10,902千円で、設置場所は、留守家庭児童育成クラブ室、長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センターである。

ホームページにおける「主な事業の概要」では「留守家庭児童育成クラブ室に設置82台」となっており、設置場所については、主に留守家庭児童育成クラブ室であるが、その外に長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センター分の整備費を含んだ1,090万円の予算となっている。なお、平成22年度の当初予算書では「空気清浄機整備経費」に充てる「施設用備品購入費」は10,902千円と確認した。

また、青少年スポーツ室の説明では、「長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センターにおいても放課後児童を対象とした事業を行っており、留守家庭児童育成クラブと同じ内容の事業を実施している。」とのことであった。

なお、空気清浄機の設置台数が82台から106台になったことについて青少年スポーツ室の説明では、「当初予算として大型15台、小型67台の空気清浄機の購入を予定していたが、設置施設管理者等から大型の空気清浄機を設置することによりクラブ室等が狭くなり、子どもの安全確保ができない。との声が多数あった。また、簡単に持ち運びができ、必要に応じて設置場所を移動できる小型の空気清浄機を複数台設置して欲しいとの要望もあった

ので、空気清浄機を大型から小型に変更したことから、設置台数 106 台、購入金額 4,876,000 円に変更となったものである。」とのことであった。

- (2) 平成 22 年度の空気清浄機整備事業で長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置した空気清浄機の購入は大阪府の基金を財源としているが、基金の申請目的に合致しているか否かについて

まず、請求人がいう大阪府からの基金とは、「大阪府安心こども基金特別対策事業補助金（地域子育て創生事業分）」であり、これは「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」として国から各都道府県に交付され、各都道府県が基金を設置するものである。

青少年スポーツ室の説明では、「長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センターにおいても、留守家庭児童育成クラブと同様に放課後児童を対象とした事業を行っている。これら施設の事業は、大阪府安心こども基金特別対策事業補助金の地域子育て創生事業の目的に合致していることから、当初より新型インフルエンザ等感染対策事業としての空気清浄機整備の計画に含まれていた。また、大阪府への申請も 5 2 留守家庭児童育成クラブと長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センターを合わせて行い内定を得ている。」とのことであった。

これについては事業計画協議書を平成 22 年 2 月 22 日付で大阪府知事に提出し、平成 22 年 5 月 11 日付で「平成 22 年度大阪府安心こども基金特別対策事業補助金（地域子育て創生事業）」の内示を受けている。

2 判断

本件請求人の主張について次のように判断する。

- (1) 平成 22 年度の空気清浄機整備事業で購入および設置した空気清浄機は一部が予算の対象外である長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置されたので不正支出で違法または不当であるとの主張について

留守家庭児童育成クラブと長瀬北小学校たんぼぼの家、長瀬青少年センター及び荒本青少年センターに空気清浄機を整備する事業は、大阪府安心こども基金特別対策事業補助金の地域子育て創生事業の目的に合致している。そこで、当初より新型インフルエンザ等感染対策事業として空気清浄機整備経費を青少年スポーツ室が予算要求し、財政課も要求どおり内示し

ている。また、平成 22 年度当初予算書には、「空気清浄機整備経費」に充てる「施設用備品購入費」10,902 千円が記載され予算は計上されている。

ホームページの「主な事業の概要」は予算の主なものを掲載したものであって平成 22 年度の当初予算のすべてが掲載されたものではない。

以上のことから、長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置された空気清浄機は予算に基づき購入された備品であることから違法または不当な支出ではないと判断する。

なお、ホームページの「主な事業の概要」に掲載された「留守家庭児童育成クラブ室に設置 82 台」との表現は留守家庭児童育成クラブ室のみに設置と受け止められかねないことから、説明については誤解されないような表現にしておくべきだったのではないかと思慮される。

(2) 平成 22 年度の空気清浄機整備事業で長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置した空気清浄機の購入は大阪府の基金を財源としているが、基金の申請目的に合致しているか否かについて

「この事業にかかった費用は全額大阪府からの基金だが、たとえ大阪府からの基金でも約束どおり使われなければ不正支出で違法または不当である。」との請求人の主張であるが、事実確認に記載しているように、長瀬青少年センターと荒本青少年センターに設置した空気清浄機も当初より新型インフルエンザ等感染対策事業としての空気清浄機整備の計画に含まれている。また大阪府とも、この事業計画による協議も整い内示も受けていることから、基金の申請目的に合致した支出であると判断する。

第 5 結論

以上のことから請求人の主張は認められず、本件請求には理由がないものと判断する。